

食 品 安 全 委 員 会 第 35 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 16 年 3 月 4 日（木） 14:00 ～15:25

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（1）国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

（農林水産省からの報告）

（2）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鶏に由来する食品の安全性

（農林水産省からの説明）

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に関する意見・情報の募集について

（4）新開発食品専門調査会における審議状況について

・特定保健用食品 2 品目（ピュアセレクトサラリア、オリゴメイト S - HP）に関する意見・情報の募集について

（5）食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）

（6）その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 外口大臣官房参事官

農林水産省 齋藤消費・安全局参事官、栗本衛生管理課長、境薬事・飼料安全室長

（事務局）

岩渕総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、

西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について
- 資料 2－1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況について
- 資料 2－2 意見を聴取する動物用医薬品（鳥インフルエンザ不活化ワクチン）の概要について
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
- 資料 4 新開発食品専門調査会における審議状況について
- 資料 5 食品安全委員会の 2 月の運営について
- 資料 6 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について（2 月分）

6. 議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 35 回の会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員全員が御出席でございます。

また、厚生労働省から外口大臣官房参事官、農林水産省の方から齋藤消費・安全局参事官並びに栗本衛生管理課長、境薬事・飼料安全室長、ちょうどお着きになられましたので御紹介いたします。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 35 回会合）議事次第」というのがございますので、ごらんになってください。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1 が「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」。

資料 2－1 が「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況について」。

資料 2－2 が「意見を聴取する動物用医薬品（鳥インフルエンザ不活化ワクチン）の概要について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 5 が「食品安全委員会の 2 月の運営について」。

資料 6 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等について」でございます。

お手元ございますね。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の 1 と議題の 2 でございますが、両方とも鳥インフルエンザに関するものでござい

ますので、農林水産省の方から来られたところで大変申し訳ございませんが、併せて御説明のほどお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○齋藤消費・安全局参事官 農林水産省の消費・安全局の参事官の齋藤でございます。遅れまして申し訳ございませんでした。

お手元の資料の1と、資料の1の追加資料につきまして御説明申し上げます。

まず、私の方から全体を御説明いたしまして、補足がございます場合には、担当の栗本課長の方から追加させていただきたいと思っております。

本委員会におきましては、今までも折に触れまして、節目節目で高病原性鳥インフルエンザの発生につきまして御報告申し上げてきておるところでございますが、その後の状況ということで、特に第3例目の発生を中心に御説明を申し上げたいと思っております。

既に1例目の山口県における発生につきましては、制限措置が2月19日の時点で解除されるというところまで御説明を申し上げているかと思っております。

大分県における発生でございますが、資料の1の3ページでございます。

これは、御承知のように、飼養家ではございませんで、愛玩用に飼われていたものということでございます。しかしながら、このものにつきましても2の「発生の経過」にございますように、H5N1ということで、第1例目の山口のものと血清亜型が同じものだったということが確認されたわけでございます。

しかしながら、このことのみで、タイ、ベトナム、韓国等アジア各国、それから山口県のものとの関係につきまして、同一のウイルスであるかどうかということについては、これだけではまだ確定することは困難で、今後とも疫学調査を実施することとしておるところでございます。

対応状況でございますが、これにつきまして問題となります飼養鳥は、死亡したもののほかは、検査のために全部処分してございますので、こちらの方はすべて終了しておるわけでございます。

4ページの(4)にございますように、2月23日に第4回家きん疾病小委員会、私どもの方の会合を行いまして、専門家から御助言をいただきました。

その中で、2例目の件につきましては、発生が小規模であるということ。そういう状況を踏まえまして、マニュアルの規定等の整合性も取りつつ、第1次の清浄化確認検査で異常が認められなかった区域については、順次移動制限区域から搬出制限区域に変更し、更に、第2次の清浄性確認検査で異常が認められなければ、搬出制限区域を縮小することが

適当ということで御議論をいただいております。

この結果、（５）でございますが、２月２７日、移動制限区域における第１次清浄性確認検査の結果、異常が認められないということでございましたので、大分県からの協議の結果を受けまして、２月２８日の午前０時をもちまして、移動制限区域につきましては縮小して、発生場所から半径５ｋｍを超えて３０ｋｍまでの区域につきましては、搬出制限区域に切り替えたということでございます。

更に、（６）でございますが、３月３日、第２次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったということで、３月４日午前０時をもちまして、発生場所から半径５ｋｍまでの移動制限区域を残しまして、搬出制限を解除したところでございます。

第２例目につきましては、このような状況でございます。

その下にございます、京都府における発生（第３例目）でございますが、御承知のように京都府の丹波町でございます。ここは採卵鶏農場で、飼養羽数が１９万８,０００羽と、この時点ではなっております。

まだ最終的ではございませんが、飼養羽数については、もっと多かったのではないかという情報も、今流れておるところでございます。

発生の経過でございますが、平成１６年２月２６日深夜、京都府の方から鳥インフルエンザを疑う旨の連絡がございまして、これを動物衛生研究所におきまして病性鑑定を行いましたところ、まず、２月２８日にはＨ５亜型であるということが判明し、更に３月１日には、５ページ一番上の（２）でございますけれども、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは、Ｈ５Ｎ１であるということが確認されたわけでございます。

これにつきましても、先ほど申し上げましたことと同様で、アジア地域のもの、それから山口、大分のものと同一のものであるかということにつきましては、これだけでは申し上げることはなかなか難しいわけで、引き続き感染経路の特定のための疫学調査等を実施することとしておるところでございます。

その後の防疫状況でございます。３ですけれども、（１）にございますように、まず、初動防疫措置ということで、立入制限とか、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施するとともに、半径３０ｋｍ以内の区域につきましては、移動自粛を要請したわけでございます。

その後、公衆衛生部局とも連携しながら、高病原性鳥インフルエンザマニュアルに沿って、また法の定めるところに沿いまして、発生農場の飼養鶏の殺処分や消毒、移動制限等必要なことを行ってきたところでございます。

経過につきましては、（３）にございますように、既にそれ以前の２月２０日から異常を

疑う多数の死亡が発生していたという状況があり、そういうような状況がありながら報告が遅れたということがあったわけでございます。報告をしないという状況の中で一方では、25日、26日は鶏の出荷を行っていたという状況があったわけでございます。

そういうことで、この間の経過につきましては、①のところに、まず食鳥処理の關係のことが載せてございますが、兵庫県の食鳥処理場、一応後ろの方にチャートが付けてあるかと思えます。2枚めくりますと、発生農場からの成鶏の出荷というものが付けてあると思いますが、2月25日には発生農場から兵庫県内にある食鳥処理場と、愛知県内にある食鳥処理場に合せて8,800羽余りが出荷されている。

翌2月26日には、兵庫県の食鳥処理場に6,700羽余りが出荷されていたということでございます。

これらのものにつきまして、追跡をしてきたわけですが、兵庫県のものにつきましては、前の5ページの①に戻りますが、まず、鶏について簡易検査を行ったところ、28日には陽性ということが確認されたわけでございます。

更に、兵庫県の食鳥処理場につきましては、その処理場に同時に運び込まれた鶏のうち、未処理であったものについても検査を行いましたところ、岡山から運び込まれた鶏につきまして陽性が確認されたわけでございます。

これらにつきまして、動物衛生研究所におきまして病性鑑定を行ったところ、これもH5亜型のものであるということがわかったわけでございます。

兵庫の方につきましては、まず、2月28日の時点で消毒と部外者の立入制限等を行うとともに、とりあえず半径30kmの範囲内での移動自粛を要請したわけでございますが、29日になりまして、結局京都府から来た鶏との関係、関連農場が明らかということでして、移動自粛の範囲は半径5kmということで整理をしたところでございます。

②でございますが、食鳥処理場で処理された食鳥残渣ですが、②にありますように、兵庫で処理されたものにつきましては、香川県の化成処理場に送られております。送られました残渣そのものにつきまして検査を行ったところ、羽からインフルエンザウイルスが確認されたわけでございます。

一方、化成処理をした後のものにつきましては、ウイルスは確認されておられませんということで、香川県では念のため、この処理場につきましては消毒するとともに、営業自粛を要請しておるところでございます。

一方、愛知県の方の食鳥処理場で処理された食鳥残渣につきましては、三重県の化成処理場に送られたわけでございますが、三重県の処理場は、牛由来のものを処理していると

ということで、ミールは全部焼却されているということでございます。三重県では念のため、当該処理場での消毒を実施しておるところでございます。

また、愛知県の食鳥処理場の件ですが、④にございますように、愛知県の処理場では、すべて食鳥処理済みということでして、出荷された一部につきましても既に返送されているということで、関連農場その他につきまして調査を実施するということになっておるところでございます。

(4)でございますが、3月3日に第5回の家きん疾病小委員会を昨日開催いたしました。その結果につきましては、資料1の追加資料ということで、概要をお配りしてございますけれども、この中で主要な助言ということで、まず、3点ございます。

発生の確認の遅れも踏まえて、当面、半径30kmの移動制限区域を維持して、第1次清浄性確認が終了した時点で今後の取扱いを検討するということ。

発生農家から鶏が出荷された食鳥処理場等については、京都からウイルスが侵入したものであるということで、移動制限はかけないで、疫学関連農家等の調査を徹底するということ。

更に、今回発生確認までに時間が要したということで、これにつきましましては、都道府県関係団体に対しまして、発生防止対策と監視強化について再度徹底するというようなこと等が、この委員会で御助言をいただいておりますが、詳しくは別資料の方をごらんいただければと思います。

この中で、3の「概要」でございます。

(1)にございますように、大分県の状況につきましては報告をしたということです。

(2)に京都府のことにつきましては、ただいま申し上げたようなことが主要点でございます。

更に、(3)の防疫マニュアルの見直しについてということで、いろいろ先生方から御意見をいただいております。移動制限区域内における家きん卵の出荷の除外ということでございます。こういうものにつきまして、防疫上の安全性を確保するという前提で一定のものについての出荷を認めるということ。

それから、移動制限区域内での保管施設で卵を移動することにつきましての条件。

それから、移動制限区域の見直しでございますけれども、範囲につきましては、あらかじめ基準を決めた上で、半径5ないし30kmの範囲で定めることができるということ。

移動制限の期間については、21日以上というようなことでどうかというようなことをいただいておりますし、また、清浄性確認の方法及び、これに伴う対応につきまして、この方法については、マニュアルにも規定するというようなことも御議論をいただいております。

す。

更に、2 ページ目にございますように、発生農場等から出荷された家きんに発生が確認された場合につきましては、周辺 5 km のすべての飼養場所及び疫学関連農場等の飼養鶏について移動の自粛を要請する。その上で清浄性が確認された場合には、移動の自粛を解除するという事で、これらにつきましてもマニュアル上の整理をするということが提言されております。

それから、モニタリング調査の評価ということについてもいろいろ御議論をいただいております。

更に、発生農場由来の家きん卵の取扱いでございますけれども、これにつきましては、家畜防疫の観点から、家きんに感染する可能性が低い流通段階に入ったものの回収は不要と、家畜防疫上の観点からはそういうことだという御議論をいただいておりますけれども、公衆衛生の関係につきましては、また別途御意見をいただかないといけないということで、引き続き検討ということになってございます。

それから鶏糞等につきまして、ウイルスが死滅するような発酵等による十分な加熱処理がなされたものについては除外してもよいのではないかと。移動制限開始後 10 日以降のものにつきまして、防疫上の安全性を確保することを前提に移動を認めるということにつきまして、いろいろ御議論をいただいております。

また、後ほどワクチンのお話を申し上げることになろうかと思っておりますけれども、ワクチンにつきましても、この委員会におきましては、現状で使用することは適切ではないという見解でございますが、今後、食品の安全性の確保、ヒトに対する感染の影響の観点からも関係機関と連携して評価を行っていくべきと、いろいろ検討すべき内容があるという議論をいただいております。

それから感染経路につきまして、これも非常に難しいわけでございますけれども、現時点におきまして、感染経路と疑われるようなヒトや車の出入りの確認はされていないと。

一方では、山口、大分、京都のいずれの発生地周辺でも渡り鳥の飛来が確認されているということで、可能性の 1 つとして野生鳥類の何らかの関与があるということも考慮しながら、引き続きウイルスの保有に関する野生鳥類の調査も含め、調査が必要ではないかということをお願いしております。

更に、食鳥処理場の残渣の処分の関係でございますけれども、チキンミール、動物性油脂等に処理された可能性があるわけでございますけれども、加熱する条件から見れば、これは大丈夫であろうと。交差汚染の可能性もないことから、これらを配合飼料の原料とし

て使用しても差し支えないのではないかと。このような御議論をいただいておりますので、とりあえず、私の方から御報告をさせていただきました。

必要があれば、衛生管理課長の方から補足させていただきます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて資料の2－2のワクチンの申請です。

○栗本衛生管理課長 それでは、衛生管理課長の栗本でございますが、よろしくお願いいたします。

1点、インフルエンザの件で補足をさせていただきたいと思います。資料は御用意しておりませんが、昨夜、今の発生農場の非常に近くのところ、1か所疑う例というのが報道されておまして、地元の方でのプレスがございまして、私どもの方もそれを紹介するという形で昨夜御説明をさせていただいております。

現在の状況は、2万羽程度飼っているブロイラーの農場で、最新の情報は聞いておりませんが、昨夜の状況で約二十羽へい死が出ている。その後も少し続いているという情報もございしますが、インフルエンザの簡易キットで検査をした結果、陽性反応が出ているということで、あくまでも簡易検査の段階ですので、今、ウイルスの検査に入っている。昨夜から始めているようですけれども、現地の方ではそれを待たずに少し防疫対策を進めようというような方向であるようです。

いずれにしても、半径5kmのぎりぎりのところから、その付近という位置でございますので、勿論、移動制限がかかっておりますので、十分な防疫対策は取られている。あとはウイルス検査の結果がどのように出るかということを見守りたいという状況でございます。それをちょっと補足させていただきます。

資料の2－2のワクチンでございますが、先ほど参事官の方から御説明をいたしましたけれども、ワクチンにつきましては今回3例目が出ていて、そこからの感染鶏がほかのところへ行っているということがございまして、若干御心配を広げているところがありますけれども、出ていったところには、発生農場から鶏が行ったところ、そこはきちんと追跡しておりますので、その部分、あるいは車両の出入等、いろいろ疫学的な関連のところについては、必要な措置を取っているということを御紹介させていただきたいと思います。今、現地の方で努力していただいております。

ワクチンにつきましては、これだけ箇所数は増えましたけれども、まだ使わない方向で行くべきであるという結論をいただいております。ただ、やはりどういう事態が起こるかわからないということで、前回も御紹介させていただきましたとおり備蓄をしております。

ので、それを使うときに備えての検討はさせていただく必要があるだろうということで、3月1日に諮問させていただいております。

これは、もう御承知のとおりですけれども、鳥インフルエンザの不活化ワクチン。現在、私どもが備蓄しておりますのは、H5N2というタイプのワクチンでございますが、一般的に鳥インフルエンザの不活化ワクチンについて打った場合、その鶏に由来する食品がヒトの健康にどのような影響を及ぼすかというようなことについての御意見をいただきたいということでお願いしております。

併せまして、このワクチンの場合は、いわゆる鳥の病気ということだけではございませんので、どうしてもヒトに対する、ヒトの健康、ヒトへの感染への影響というんでしょうか、それを考慮すべき疾病であるということがございますので、できますればその点につきましても併せて御助言をいただくなりということを考えているところでございます。

これにつきましては、昨日の小委員会でも、関係機関とよく連携を取るようという御指示をいただいております。厚生労働省の食品衛生の部局と、健康関係の部局と両方になると思いますが、そちらとこちらの委員会との連携を十分に取るということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○寺田委員長　どうぞ。

○境薬事・飼料安全室長　薬事・飼料安全室長の境でございます。

飼料2-2は非常に簡潔といいますか、少量のことしか書いてございませんから、若干口頭で追加させていただきたいと思います。

今回、備蓄いたしまして諮問させていただきましたワクチンにつきましては、これはメキシコのインターベット社の製造に係るものでございまして、2月6日に動物検疫所の方で備蓄を開始しております。現在、博多出張所の方にございます。

これにつきましては、今、課長が申し上げたように、H5N2という亜型のものでございまして、ワクチンのシードそのものはメキシコの政府から製造業者に分与されているというものでございます。

不活化ワクチンでございますが、不活化剤はホルマリンということで、そのほかにアジユバントが入っております。これはヨーロッパの薬局方収載の軽質流動パラフィンというものでございます。

このワクチンは、通常の用法・用量といたしましては、8日～10日齢の鶏の頸部皮下に0.5ml接種するというものでございまして、採卵鶏とか、種鶏の場合には、初回注射後、6～10週後に2回目を接種するというような用法・用量になっております。

このワクチンにつきましては、今、課長が申しあげましたように、基本的には、まだ現段階で使わないという方針を取っておりますが、万が一、この感染が広がる場合には、言わばリングワクチネーションなり、防御質的に使うということになるわけですが、その場合には、自由に使ってもらおうということではありませんで、家伝法の規定、あるいは防疫マニュアルに基づきまして、国または県の指示の下に使うということで、更にモニタリングをきちんとやるということでもあります。

具体的には、まだ細かくは検討しておりませんが、例えばおとり鶏を置くとか、あるいはワクチン接種鶏から血清を採りまして、それがワクチン接種による抗体が上がったものか、あるいは野外ウイルスの感染によって抗体ができているものかを区別することによって、野外ウイルスの感染を識別し、もしも感染が起こった場合には、その鶏群は全羽殺処分することをございますので、今回、諮問を申しあげている事項につきましては、感染している鶏群由来の卵なり、鶏肉は出荷されないということを前提に御審議をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問、まず最初の齋藤参事官が説明されました方から御質問がございましたらどうぞ。

○中村委員 資料1の追加資料の防疫マニュアルの見直しのところでちょっと伺いたいんですけれども「(3)防疫マニュアルの見直しについて」のアのところなんですけれども、何か文章が非常によくわからないんですけれども「防疫上の安全性が確保されることを前提に、あらかじめ加熱殺菌条件を設定した上で」まではいいんですが、「液卵としての加熱殺菌するための移動制限区域内の農場由来の家きん卵の出荷を認める」というのはどういうことをございますか。

○栗本衛生管理課長 ちょっとあわててまとめましたので、わかりにくいので御説明させていただきます。

まず、移動制限区域内の卵というのは、今までは原則的に動かせないということであったわけなんですけれども、防疫上の安全性が確保される、ということはきちんとした密閉できるようなコンテナ、あるいはそれが不可能な場合は、不浸透性のシートできちんと覆うということ、そういうことを徹底してやって、勿論、車両の消毒などもするわけなんですけれども、そういうことを前提にして、しかも加熱殺菌条件というのは、これは液卵として使える、卵がかたまらないけれどもウイルスが不活化できる温度というのが設定できるということをございますので、これは今、その実験をしていらっしゃる先生がいらっしゃるとい

うこともございまして、そのデータをきちんと確認をした上でというのが前提になりますけれども、そういう加熱条件で処理をするという、そういうことを前提に、移動制限区域内にある農家で取れる卵を移動制限区域外へ出して、そういう加工のための手当をするという、そういうことを認めようという意味でございます。ちょっとわかりにくいんですが、中から外へも、それだけの要件が満たされれば、動かすことを認めるという意味です。卵については、非常に低いリスクではあるんですけども、卵の中にウイルスが入るという文献がないわけではないので、これはそのところまでリスクは低いけれどもあると。それをなくすための加熱殺菌条件をきちんと設定した上でということですので、このような形で出して使うということについては問題がないという、そういう御意見をいただいたものです。

○寺田委員長　どうぞ。

○中村委員　この追加資料はさっきいただいたばかりで、まだざっと読んだだけでよくわからないんですけども、要するに見直される前の防疫マニュアルというのが比較できないのであれなんですけれども、全体としては、例えば移動制限の期間は21日以上にするとか、今までの現行のものに比べれば、若干現実的というか、規制を緩和するというか、そういうスタンスなんですか。

○栗本衛生管理課長　規制を緩和するというと、ちょっと誤解をなさることが気になるんですけども、これはとにかくつくったときは、まだ発生をしていなかった状況で、最大限、例えば半径30kmにつきましても、これは海外でハエの足からウイルスが分離できたというデータがあったという、そういう文献があったということで、30km、ハエが目一杯飛ぶであろうという範囲を移動制限区域にするという、相当安全域を見たような形のマニュアルになっておりまして、今回、実際に発生したということを踏まえますと、やはり過剰な部分は直していくべきであろうという、現実的なマニュアルに変えていくという、そういう視点で必要な部分だけは残すけれども、過剰と思われるところは外すという、そういう視点で見直しをさせていただいているところでございます。

○寺田委員長　ほかにございますか、どうぞ。

○本間委員　簡単な確認ですけども、説明の中でワクチンのH5N1とH5N2と両方おっしゃったように思いますが。

○栗本衛生管理課長　私が間違いました、済みません。国内に発生しているウイルスのタイプはH5N1で、ワクチンはH5N2を輸入しております。備蓄しているのはH5N2です。済みませんでした。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

細かいことなんですけれども、資料の1の5ページのところの(3)の経過報告のところでちょっとわからなかったところがあります。岡山、広島両県から兵庫県の処理場へ入ったという話ですが、こちらは図ではどこに出ているわけですか。

○栗本衛生管理課長 この図には、ここの部分が記載されておられません。

○寺田委員長 岡山県も行ったわけですか。

○栗本衛生管理課長 兵庫の食鳥処理場に岡山から来た鶏がいたんですけれども、この鶏が陽性だったということです。

これは、実際に食鳥処理場の中で発生農場から来た鶏と非常に近いところにいたということで、そこで感染が起こったというふうに考えられております。

○寺田委員長 どうぞ。

○齋藤参事官 非常に単純に申しますと、兵庫の処理場にそのときに運び込まれた鳥というのが、京都のもの以外に岡山、広島から来たものが一緒にいましたと。生きた状態で一緒にいました。そこで処理をされました。そのときに、一部京都のものと若干混ざったとか、非常に近いところで接触したものがあって、それを調べましたところ、岡山から来たものについて感染が認められたということでございます。

○寺田委員長 わかりました。それからもう一つ、テクニカルなことなんですけれども、例えば、京都から兵庫県へ送りますね。それで兵庫県の方でそういう感染が発生したというときに、運搬した車とか、そういうところもやはり検査してあるわけですか。例えば、羽なんかにいたとかいいますと、例えば車の清浄化とか、そういうことはやってあるんですか。

○栗本衛生管理課長 そのような疫学関連調査というのは、きちんと現地においてやっていただいています、消毒は徹底していただいております。

先ほどのチキンミールの件ですけれども、羽毛と血液が残っていたということで、そちらの方から取れたのではないかと考えているんですけれども、そういう状況でございます。

○寺田委員長 ほかにございませんか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの諮問といいますか、来ております鳥インフルエンザのワクチンの使用につきましては、先ほどお話がありましたように、食品の安全性だけではなくて、家畜防疫、あるいは感染症の防止などの観点からも、いろいろと議論があるものだと考えます。

そこで、家畜防疫を担当する農林水産省の家きん疾病小委員会とか、感染症対策を担当されます厚生労働省の感染症分科会の専門家なども参加いたしまして、食品安全委員会、

厚生労働省、農林水産省と共同で消費者、事業者等の出席するリスクコミュニケーションの意見交換をも改正するという準備を今のところ進めています。

当委員会からは見上委員、また動物用医薬品専門調査会からは明石委員、中村委員に出席をお願いしているところで、農林水産省とも緊密に連絡を取りながら、また厚生労働省とも緊密に連絡を取りながらやっていきたいというふうに考えております。

それとは別に、調査会といたしましても、食品としての安全性に関しまして評価をさせていただいて、安全性に関してはちゃんと御返事をさせていただくということにしたいと思っております。 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは資料の3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

遺伝子組換え食品等専門調査会におかれましては、食品安全委員会の御指示によりまして、遺伝子組換え食品の評価の基準、ガイドラインを作成する作業を進めているところでございます。

まず、既に作成されたものとしたしましては、種子植物の遺伝子組換え食品についてガイドラインを既に作成をしたところでございまして、現時点で、遺伝子組換えの添加物のガイドラインについて議論を進めているところでございます。

これについては、意見募集を現在進めているところでございまして、資料の2-1の1ページの下のところ「専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの」というものが書いてございますが、その中の下から3つ目のコラムに2月12日～3月10日までという募集期間で遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準というものの意見募集を現在行っているところでございます。

今回、御報告をさせていただきますものは、遺伝子組換え飼料、家畜に与える飼料、あるいは飼料添加物というものについてのガイドラインでございまして、今までのものは、特に種子植物については、遺伝子組換え体の可食部を人間が直接食べるということを前提としておりますけれども、これにつきましては、組換え体を飼料として家畜に与え、その家畜の肉を人間が食べるということで、どちらかといいますと、間接的なものになるわけでございます。

本件につきましては、本年の2月27日に開催されました第7回の遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただきまして、この資料の3の2ページ以降に付いております原案を作成いたしまして、これに基づきまして、本日、本委員会においてお許しいただ

ければ、本日から広く国民からの意見、情報を募集するということにさせていただきたいということで、お諮りをするものでございます。

内容でございますが、1枚めくっていただきまして、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方ということで、最初の種子植物、それが人間が食べることを前提といたします遺伝子組換え食品、種子植物の安全性評価のガイドラインと比べて大分薄くなっております。

薄くなっている理由は、基本的には新しいものであれば、飼料あるいは飼料添加物であっても、食品として摂取するものと同等の資料を求めるということでありまして、ただ一方で、もう既に食品として評価されているもの、あるいは食品と同等の資料が存在して、問題がないと思われるものについては、改めていちいち検討する必要はないということが整理されているものでございますので、非常に簡単に整理されているというものでございます。

具体的には、考え方といたしまして、1ページの下の方に「3. 安全性評価の方法」というところがございまして、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価をする際に考えなくてはならないポイントとして、①、②、③ということが書いてございます。

1つは、当該遺伝子組換え飼料もしくは飼料添加物中に組換え体由来の新たな有害物質が生成され、これが食品に移行する可能性について考慮しなければならない。

2番が、当該遺伝子組換え飼料もしくは飼料添加物中の遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中、これは動物中で有害物質に変換・蓄積される可能性ということを考えなければならない。

3番は、当該遺伝子組換え飼料もしくは飼料添加物中の遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用いたしまして、新たな有害物質を産生する可能性という、この3点について考慮して、そのような可能性が想定される場合に、当該飼料が与えた畜産物をヒトが接触することによって、健康に影響を及ぼす可能性があるかどうかということを判断する必要があるということが基本的な考えでございます。

それを前提といたしまして、それ以降の(1)(2)が書いてあるわけですが、基本的に(1)の場合というのは、既に遺伝子組換え食品として、ヒトが摂取されることを前提に安全性評価が終了しているようなものについては、それが家畜を経由して摂取した場合でも、安全性について問題がないと考えられると思われまますので、そういうものは基本的にいいと。

それから(1)(2)(3)について、(1)の(a)のところに書いてございますけ

れども、挿入された遺伝子、あるいは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が肉、乳、卵等の畜産物中に移行するということは一般的に報告をされていませんで、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性というのは、これは今までの遺伝子組換え種子植物に対して付与された性質の例示でございますけれども、こういう形質が付与されていた場合でも、先ほど申し上げたような、それを摂取した家畜の代謝に影響するとか、あるいは家畜中で有害物質に変わるというようなことは知られていないということが知られているわけでありまして、（a）（b）ということを考えて、個別の安全性評価の必要性というのを考えるということが（1）のところでは書いてあるわけでございます。

（2）においては、先ほど申し上げました①から③のいずれかの可能性がある場合については、安全性評価をきちんとやると。きちんとやるという意味は、遺伝子組換え食品、種子植物の安全性評価基準等に準じて安全性評価を行うということでございます。

いずれにしても、これらにつきましては、このようなガイドラインを基に個別に評価して、それぞれの安全性を確認するという考え方で対応するのが適当ではないかというのが、このガイドラインの概要でございます。

基本的に、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物につきましては、農林水産省におかれまして、動物への安全性、それから動物への有効性という観点から評価が行われておりまして、食品安全委員会においては、ヒトへの安全性、先ほど申し上げましたように、遺伝子組換え飼料を供与した家畜の肉等を人間が食べるということを前提として、ヒトへの安全性の観点からこのようなガイドラインをとりまとめたということでありまして、勿論、農林水産省のガイドラインと、それから今回、食品安全委員会の専門調査会において作成されたガイドラインについては整合性が図られているところでございます。

御説明については以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの記載に関しまして、何か御質問はございますか。

どうぞ。

○中村委員 確認ですけども、遺伝子組換え飼料というのは、現行の組換えの穀物で、例えばB Tコーンとか、それから除草剤耐性大豆のふすまの部分とか、大豆かすの部分とか、そういうふうなものと理解してよろしいんですか。

○村上評価課長 そのとおりです。ただ、飼料として当然ヒトの食用に供される部分があって、その残りかすが飼料に混ざるという可能性も勿論ございますが、もともと飼料として使われると、ヒトは食べずに、飼料としてだけ使われるというケースもございます。

○寺田委員長 ほかにはございますか。

それでは、本件につきましては、意見情報の募集手続に入ることにいたします。ありがとうございました。

ちょっと、先ほどの鳥インフルエンザのところで資料の説明をしなしくて申し訳なかったんですが、資料の2-1のI番の一番下のところですね。厚生労働省、農林水産省からこういう諮問が来ておりまして、今日その説明があったということで、実際に後ろにあります亀井農林水産大臣、あるいはその裏側にあります坂口厚生労働大臣から3月1日付けで私のところに諮問が来ているという形でございます。

それから、ただいまの遺伝子組換え飼料及び飼料添加物というのは、先ほどの説明がありましたように、次のページの2番の上から3番目のところですか、その次にこれから説明していただくのが、特定保健用食品ということになります。

それでは、新開発食品専門調査会における審議状況につきまして、お願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料の4につきまして御説明をさせていただきます。

本件は、新開発食品専門調査会におきまして、特定保健用食品2品目について、健康影響評価の審議結果の案が作成されましたものですから、その案について、本日、食品安全委員会において御報告をさせていただきます。お許しいただければ、本日から広く意見情報の募集をさせていただきたいというものでございます。

具体的な案件につきましては、資料の4を1枚めくっていただきますと、1件目はピュアセレクトサラリアというものでございます。

ピュアセレクトサラリアは、植物ステロールを含むマヨネーズドレッシング形態の食品でございます。味の素株式会社が販売しようとするものでございます。

標榜を予定している内容といたしましては、コレステロールが高めの方に適するというものを標榜したいというものでございます。

植物ステロール自体は、もう既に特定保健用食品の成分として認められた事例がたくさんございます。植物ステロール自体も一般の食品、特に植物性油脂に対して広く含まれておりまして、米ぬか、あるいは麦などの類いは、植物ステロールを4%程度含むということが知られているわけでございます。

植物油脂については、0.1～0.5%程度含まれるということでございまして、通常の食品から日本人が一人当たり一日に摂取している植物ステロールエステル量を試算いたしますと、大体100mgということになるわけであります。

もう既に先行して植物ステロールエステルを含有したマーガリン等が既に特定保健用食

品として販売を許可されておりました、これらのものを摂取した場合は、植物ステロールのエステルとして、1,800mg、外国での実際の事例を見ますと、最高 2,200mg というような例もあるようでございます。

本品については、in vitro の染色体異常試験、あるいは変異原性試験等が行われておりました、あるいはラットを用いた 2 世代生殖試験等が行われております。

1 枚めくっていただきますと「ヒト試験」として、健康な成人男女に、1 日当たり 8,600mg となるように配合いたしましたマーガリンを使って安全性を見たところ、特に問題はなかったというような成績がございますし、それから境界域もしくは軽度の高コレステロール血症者を使って本品の影響を見たところでも有害な事象は認められなかった等々の報告がされているところであります。

新開発食品専門調査会におきましては、本品について安全に関して議論をいたしまして、3 ページの 6 行目に、これは念のため書いてあるわけですが、有効性に係る試験等について評価を行っていないということでありまして、本品の安全性については、以上の提出された資料からみて、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないという御判断になったわけでございます。

もう一件、続けて御説明させていただきますが、オリゴメイト S-H P というものが評価されております。

これは、ガラクトオリゴ糖を関与成分といたします、テーブルシュガー形態の食品ということでありまして、ヤクルト薬品工業株式会社からの申請でございます。

本品の標榜しようとしているものは、評価対象食品の概要の 3 行目に書いてございますが、お腹の調子を整え、お通じをよくするということを標榜して売りたいということでございます。

先ほどのと同様に、ガラクトオリゴ糖を関与成分とする特定保健用食品は、既に多数許可を受けておりました、更に、ヤクルト薬品工業株式会社は既に、オリゴメイト H P という名前で、ガラクトオリゴ糖を関与成分とするテーブルシュガー形態の食品の許可を取っております。

今回のオリゴメイト S-H P については、乳糖含有量を低減して使い勝手をよくしたということが、今回のものを申請された理由というふうに承っております、そこに書いてございますけれども、平成 6 年に発売が開始されてから、平成 14 年 2 月までに累積販売数量が 4 万 5,000 トンということでございまして、食経験はそれなりの意味で十分にあるというふうに御主張されておられるところでございます。

本品につきましては、細菌を用いる Ames 試験、あるいは in vitro の試験、突然変異誘発性は認められていないということでありまして、染色体異常誘発性も認められていない、小核試験も陰性ということでありまして、ラットに対して 90 日間反復経口投与した場合の毒性についても評価をされておりまして、体重 kg 当たり 2 g 、これは投与量等の上限であろうかと思いますが、それでも毒性学的変化は認められないということでございました。

ヒト試験については、健康な成人に本品の目安量の 3 倍量の含有した飲料を飲んでいただいて評価をしたところでも、特に異常は認められないと、下痢等の問題はなかったということが報告されております。

先ほどと同様に、本品の有効性に係る試験については、評価の外にございますけれども、安全性に関して言えば、適切に摂取される限りにおいては安全は問題ないということが専門調査会での御結論でございました。

以上の御結論を基に、もしお許しいただければ、本日より意見情報の募集をさせていただきたいと思いますが、どうかよろしく御審議の方よろしく願いいたします。

○寺田委員長 ただいまの説明、あるいはこの文章に関しまして、どうぞ。

○本間委員 ピュアセレクトサラリアは一例だと思います。今、限られた資料の紙面を使っているわけですから、書くことに限度があるのかもしれませんが、ステロールを入れているわけですが、このステロールはどこの植物から由来したかは、どこにも書いていないんです。これは例えば特許その他でそれが保護されているとしたら、私がお尋ねすべきものではないのかもしれませんが、ステロールの由来が書いてないと要するにステロール全般の安全性を認めている解釈はされませんかでしょうか。

あと、仮にステロールの安全性を確認したとした場合、これはどの程度のものを持ってきて、ここで確認したのかというのが、この記述だとわかりにくいように思いますが、いかがでしょうか。

普通、こういうふうな食品の原材料を使うときに、とことん精製したステロールを入れてつくるということはしないと思います。ですから、例えばある植物の抽出画分をつくって、それで入れているのではないかと私は思いますが、実際の使っている材料と、それから検査している対象の物質が同レベルの内容のものなのかどうか、ちょっとここでは把握しかねるんですが、このピュアセレクトサラリアに限らないんですけれども、いかがでございましょうか。

○村上評価課長 新開発食品につきましては、関与成分を申請者の方が、これが関与成分

であるというお考えを提示して、その関与成分を含有した食品について、ある程度の、ここで言えば、コレステロールが高めの人に適するという程度の標榜をして売りたいということについてどうかというお話をされるわけでございます。

実際に、先生がおっしゃられるように、非常にピュアの成分を取り出して、それを配合して特定保健用食品をつくるという場合も勿論ございますけれども、その一方で、非常にクルードな、例えば「何とか抽出物」というようなものを関与成分として食品の製造に使うという場合もございまして、必ずしもここでいう関与成分が、常に非常に純度の高いものについての評価になっているというわけではありません。

○本間委員 そうすると、本来、もしそうであるならば、その抽出画分のメソッドを、例えば仮にあるアルコールで抽出して、1回濃縮したものであるとか、何かそれを規定しない限り、安全性を審査したという言葉は、やたらに使えないんじゃないか。要するに、効能はこの委員会では言うてはいけないという縄張りがあるのなら、私はそれを責めません。しかし、安全性を審査するという言葉をもし連ねる場合、やはりそこに一つのきちんとした、安全性の何を審査したんだという対象を明記できないというのは、ちょっといいのかなと。要するに我々が審査した対象は何だということを明確にしておくということが、やはり務めなんではないかと思っております。

○村上評価課長 先生のおっしゃることは全くそのとおりでございまして、健康影響評価を行う際に、前提条件として関与成分を特定し、その関与成分がどれだけあるのかということとを判別する手段とか、分析する手段というのが確立し、製品規格として、その関与成分がどれだけ入っているのかということのを検証する出荷規格といいますか、製品規格が設定されているということが、最初の前提条件になっております。

ただ、製造方法の部分については、必ずしも公開ができない部分がございますけれども、少なくとも関与成分が一定量最終製品に入っているということを保証する製品の規格がきちんと設定されているかどうかというのは、これは厚生労働省がこのものを評価する際に、一番最初の段階で御検討される事項だと思います。

○本間委員 ということは、ここには出ていないけれども、それは申請書類の中に対象材料、それから物質を分離する手法がきちんと規定してあると、ただしこれらが公開できないと、そういうことは大前提であるということによろしいですね。

○村上評価課長 はい。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございますか。

3 番の最後の結論のところに「適切に摂取される限りにおいては」とありますね。この「適切に」というのは、1 ページのところに1 日当たりの目安量は 15g で、その中に 900 mg ぐらいあるということですね。

私らは効果についての評価をやるわけではないのですけれども、ヒト試験のところで安全性を見るために言っておられるんだと思いますが、1 日 8,600mg で 10 倍量、あるいはその下の方で健康人の 1,800mg、これで効果があったというのはどういうことだろうと思ってしまいます。これはやはり効果のことをやらないから、ここは安全だったということを出すために、このような大変で言っておられるんだと思いますが、やはり、どういうことかよくわからない。だから、いつも言っている効果と安全というのは、同時に評価しないとどうもぴんとこないのです。この間からの課題のところですけども、例えばこれを見ていまして、1 日 880mg が適切な量であるとしています。それで安全性のテストとして、これだけたくさんやっても大したことはないということで、こういうデータを出していますが、逆にそれで初めて効果が出ているような書き方をしてあるわけです。何かちょっとぴんときません。二つの委員会の守備範囲ではないと言え、そのとおりなんですけれども、ふいに落ちません。

○本間委員　こだわるようでありますけれども、例えば普通の栄養素で 800mg だ 1 g だと言っている分には問題ないんですけども、どちらかという微量の作用物質だということをもし想定するならば、やはりここの対象の 1 g 食べているよと、800mg 食べているよというのは、これは一体何の物質に換算してこれだけ言っているんだとか、何か物質的な量的な根拠が、やはりもう少し明確になるということが安全性を審査するという意味ではないかと。仕組みの問題ですかね。

○寺田委員長　だから、仕組みとして安全に関しては、このとおり問題ないと思います。

しかし、もう少しオーバーオールのことを考えないといけないと思いますけれども如何でしょうか。

どうぞ。

○村上評価課長　特定保健用食品につきましては、本委員会に御報告するために、いろいろ厳しい御指摘がございまして、私ども事務局といたしましても、厚生労働省と十分意見の交換をいたしまして、基本的な考え方について、今後改善をしていく方向で検討したいと思います。

○寺田委員長　やはり何回も言いますように、特保というのは非常にいい制度なので、これから高齢化社会にとっていいことなんですけれども、だからこそいい形で審査できるよ

うな仕組みをつくらないといけないんじゃないかなという感じがしております。いろいろ法律上きまりのことがあるかと思いますが、評価は法律のためにやっているわけではないのです。いい評価ができるように必要に応じて法律がなればいいわけです。何か評価の仕方、考え方を教えていかなければいけないんじゃないかと思います。これは私の意見で、何回も言っておりますけれども、審査の仕方をちょっと考えないと問題があると思います。専門委員会に出てもいつも聞いていますが、専門委員会の先生方も何かぴんとこないような顔をされています。安全そのものに関しては全然問題ないんですが、そういう感じがしております。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

○坂本委員 言葉で表現が不十分なところがあって、もしこれがこのまま表に出るんでしたら表現を付け加えていただきたいと思うところが5ページにあります。

オリゴメイトのヒト試験のところの上から5行目のところですが、まず、たった一回単回摂取させられるわけですね。「プラセボ群に比べてグル音等の腹部自覚症状の有意な増加は認められたが」の次なんです。排便回数や便性状、下痢は認められなかった。これは下痢が認められなかったということだけにこの言葉は使われているわけで、「排便回数は認められなかった」というところにちょっと一言入れていただかないと言葉が成り立たないと思います。

○寺田委員長 排便回数や便性状の異常ですね。

ほかにございますか、いつも一般のことを持ち出して申し訳ございませんけれども、これから安全性ということは問題ないのですけれども、問題意識を持って、また厚生労働省といろいろと検討していきたいと思います。今、先生が言われたようなことも進めています。

○本間委員 こだわるようでございまして、お許してください。こういう開発のときに、その効果を認めてもらうというために学会紙に投稿してくるんです。たくさんこういうのが審査に出てくるんですけれども、やはり関与成分の調整の仕方が、非常に不明確で、規定できないのは、一般的に論文として通りにくいということなんですね。

ですから、やはりそれは一般的に認められている安全性の判断基準として、やはり規定できるものという概念があるんじゃないかと、くどいようですがお許してください。

○寺田委員長 それでは、ただいまの文字をちょっと変えてご意見・情報の募集を行っていただくようお願いいたします。安全性のことに関しての評価結果ですので、お願いいた

します。

その次は、食品安全委員会の２月の運営につきまして、事務局の方からお願いいたします。

○岩淵総務課長　２月の運営につきまして、資料５に基づいて定例の御報告をいたします。食品安全委員会は、２月は４回開催いたしました。

第３１回２月５日、この日は特定保健用食品３品目につきまして、結果を厚生労働大臣に通知していただきました。そのほか、新開発食品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会の審議状況の報告などがございました。

第３２回２月１２日の委員会におきましては、新規に農薬２品目の要請について説明がありました。

また、遺伝子組換えトウモロコシ２品目につきまして、この日に評価結果を決めて厚生労働大臣に通知していただきました。

そのほか、遺伝子組換え食品等専門調査会、肥料・飼料等専門調査会の審議状況の報告、「食の安全ダイヤル」の質問等の報告がございました。

第３３回２月１９日の委員会では、新規に農薬１品目の要請について説明がありました。

そのほか、食品安全モニターの１６年度の募集について御了解いただいて、またモニター会議の報告がございました。それから関係府省との取極め、連絡会議の発足についての報告がございました。また、鳥インフルエンザの状況について、農林水産省からの報告がございました。

第３４回２月２６日の委員会におきましては、ぶり用、牛用のワクチンにつきまして、意見募集の結果等を踏まえ検討されまして、厚生労働大臣、農林水産大臣、両大臣への評価結果の通知が行われました。

それから、器具・容器包装、新開発の専門調査会の審議状況の報告。国政モニター・食品安全モニターの調査結果等の報告。それからＢＳＥ確定診断１０頭目の報告。それから食品表示に関する共同会議におけるアレルギー物質を含む食品の表示についての検討状況の報告がございました。

２ページにまいりまして、専門調査会の開催でございます。２月２４日第５回リスクコミュニケーション専門調査会がございまして、米国でのＢＳＥ発生、それから鳥インフルエンザの発生についての報告が行われましたほか、意見交換会等の３府省の取組の報告・検討。それからこの専門調査会としてのとりまとめ項目案についての検討が行われました。

２月２５日には第７回農薬専門調査会がございまして、メタアルデヒドについて検討され

ました。

2月13日には第5回動物用医薬品専門調査会。これが薬剤耐性菌に関するワーキンググループということで、肥料・飼料等専門調査会と合同で開催いたしまして、飼料添加物あるいは動物用医薬品として使用される抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の評価の進め方について検討が行われました。

また、2月27日の動物用医薬品専門調査会の第6回では、フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤について検討されまして、意見募集に着手することになりました。

2月23日の器具・容器包装専門調査会の第2回会合では、化学分解法により再生したPETを主成分とする容器包装につきまして、これも意見募集した上で委員会に報告することを決定いたしました。

2月3日の第4回プリオン専門調査会では、米国のBSE発生に伴う海外調査の報告。日米会合の状況についての報告がございました。

2月20日の第5回プリオン専門調査会では、国際専門家による米国のBSEに関する調査報告書につきまして、調査団長のキム博士を招いて意見交換が行われました。

2月6日第5回遺伝子組換え食品等専門調査会では、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準につきまして了承されて、意見募集をした上で委員会に報告することを決定したということ。

それから、遺伝子組換えトウモロコシ2品目についての検討が行われて、委員会に報告するということになりました。

3ページにまいりまして、2月6日の第6回の遺伝子組換え食品等専門調査会では、遺伝子組換えワタ3品目について検討が行われました。

2月27日第7回専門調査会におきましては、先ほど報告がありました遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方についての検討が行われたわけでございます。

それから、遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の作成状況について事務局から報告を行いました。

それから、2月27日の第8回の遺伝子組換え食品等専門調査会では、遺伝子組換えワタ3品目についての検討がなされました。

2月18日新開発食品専門調査会第6回会合では、特定保健用食品の9品目についての検討が行われまして、うち2品目について意見募集に着手するというところでございました。

2月13日第6回肥料・飼料等専門調査会につきましては、先ほど申し上げた薬剤耐性菌のワーキンググループでございます。

そのほか、意見交換会等の開催ですが、2月はまず4日に、食品安全委員会、和歌山県の主催によって「第1回食の安全シンポジウム」が開催されまして、小泉委員が「食品の安全性確保のための仕組みについて」のテーマで講演を行い、参加者との意見交換会を実施しております。

2月16日には東京で食品安全委員、厚生労働省、農林水産省の主催によりまして「食のリスクコミュニケーション意見交換会（東京）」を開催いたしました。オランダから招聘いたしましたヨハン・デ・レーウオランダ食品消費者製品安全全庁長官から「欧州・オランダにおける食の安全リスクコミュニケーション」と題した講演をいただきました。また、オランダ関係者と国内有識者などによるパネルディスカッション、それから参加者との意見交換を実施したということでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。何か御質問とか、コメントはございませんか。

これは2月のことですが、昨日は3月ですから違いますけれども、プリオンの専門調査会でスミス博士が来られました。私はちょっとほかの用事で、残念ながら専門調査会には出られませんでした。何か御意見か何かコメントありますか。昨日の講演内容はホームページかどこかへ出ますか。ちょっと時間はかかるかもしれませんが。

○岩渕総務課長 講演内容の日本語の通訳分も含めて、議事録としてホームページ上で公表いたします。

○見上委員 1つは、昨日の御講演に対する感想なんですけれども、実際問題として、世界一BSEを発生した国でのバリエーションCJVも世界一というか、非常にコンタミしたところでのリスク評価もなさった先生のお話は非常にわかりやすく、私みたいに疫学とか、そちらの方を余り存じ上げない者にとっても、理解が非常に増したというふうな個人的な感情を持っています。

それと同時に、質問して最後に伺ってよかったというのは、イギリスにおけるBSE並びにバリエーションCJVの発生と比較しながら、日本におけるBSEの発生、それからバリエーションCJVのリスク評価ですね。それを疫学的な観点で、単純比較しても、これは学問的に価値あるかというようなことを質問したら、それはもう当然あるということを知って、なんかほっとしたというか、今後、多分我々の委員会でも、いずれ日本のBSEのことに關してリスク評価しなければいけないときが来ると思うんですけれども、そのための非常に参考になったということです。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。この間のキム博士と、今度はイギリスのそういうところのＢＳＥのリーダーになっているピーター・スミスさん、ホームページか何かで国民の人に全部内容を知ってもらうということは非常にいいことだと思います。よろしくお願いします。そのままのことをトランスレーションしたまま出して、そのままの内容で結構だと思いますので、やっていただければと思います。

そのほかには、何か議事はございますか。

○藤本勸告広報課長 資料６でございますけれども、毎月の御報告でございますが「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等の２月分ということで御報告したいと思います。

36件ございました。委員会関係では、意見交換会の開催とか、モニター募集がいつごろどういうふうになるのかといったようなことの問い合わせとか、あと評価の関係では、評価の個別の審議日程のことについての問い合わせが多かったということなどでございました。

あと、２月におきましても、ＢＳＥとか、鳥インフルエンザ関係の質問が多かったということで、今月の質問のものとして従来のものに追加するということでございますけれども、以下の２問ほど整理させていただきました。

１つが、まずＢＳＥ関係でございますけれども、米国でのＢＳＥの発生への対応については、科学的な知見に基づいた議論が必要と考えるので、食品安全委員会でどういう検討が行われているのかといった趣旨でございます。

アンサーの方でございますけれども、食品安全委員会としては、米国におけるＢＳＥの発生に対し、正確な事実関係の把握が重要と考え、発生直後、農林水産省及び厚生労働省から委員会の場で対応状況について報告を求めました。同時に、合同調査団への参加、各種海外情報収集など、情報の収集及び分析に全力を挙げております。

また、厚生労働省及び農林水産省から輸入再開について意見を求められることも想定し、プリオン専門調査会を３回にわたって開催し、米国のＢＳＥにおける国際調査団の団長を招くなど、米国のＢＳＥの状況について議論を深めております。今後とも米国との協議の状況も踏まえながら、専門調査会等で議論を更に進めていきたいと考えていますということで、１つ整理してございます。

裏側でございますけれども、鳥インフルエンザ関係でありました御質問の中で、鳥インフルエンザにかかった鳥の埋却による土壌汚染の心配はないのでしょうかという御質問がございました。

これ自身は、直に食品の安全性に関わる話ではないと思いますけれども、鳥インフルエ

ンザに関して、皆さんの関心が高いことということもございまして、参考でうちのホームページでもこういう形で農水省の御回答を掲載したらどうかということでございます。

内容的には、防疫死体及び病原体に汚染されたおそれのある物品の処理は、家畜伝染予防法に基づき、焼却または埋却することとされています。現地では、埋却に際し、専門家により検討された高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに記載されている方法に従い、土質、地下水及び水源との関係等について、事前に十分な協議を行うとともに、周囲への漏出を防ぐよう万全の措置を取っており、埋却後も地下水の調査を実施する等、安全性の確保に努めています。また、埋却に当たり、近隣住民を対象とした説明会を開催し、了承をいただいていることを申し添えますということでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたかコメントございますか。

それでは、議事はこれで終了いたしました。そのほかにございませんようでしたら、食品安全委員会の第35回会合を閉会いたしたいと思います。

次回の会合につきましては、3月11日木曜日14時から開催いたします。

なお、8日月曜日15時からリスクコミュニケーション専門調査会は公開で、9日火曜日14時から新開発食品専門調査会は非公開で、10日水曜日15時から農薬専門調査会が非公開でそれぞれ開催される予定なのでお知らせいたします。

また、通常は村上評価課長がマスメディアの方などに説明をしておりますが、今日は鳥インフルエンザのことにつきまして、見上委員の方から後で御質問などをお受けするということになっておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。